

【要保存】

2021年4月

保護者様

藤沢市立大道小学校
校長 町田 一郎

大規模地震・風水害のときの対応について

《基本対応》

1. 保護者への引き渡しを原則とします。
* 迎えに来られるまで、児童は学校で待機します。
2. 家にいるときは、自宅待機を原則とします。

《連絡方法》

1. 連絡メールで配信します。(状況によっては学校HPにも掲出します。)
2. メール配信や学校HPの掲出ができない状況であるときは、テレビやラジオの報道、市の広報塔からの放送により、保護者の判断で自宅待機や引き取りなどの対応をお願いします。

○藤沢市及び市周辺で震度5弱以上の地震が発生したとき

- ・「基本対応」で、連絡方法も同じです。
- ・津波警報や大津波警報が発令された場合、校内上層階で待機し、安全を確認後、引き渡しとします。

○風水害のとき

1. 朝、藤沢市に大雨、洪水、暴風、大雪のいずれかの警報が発令されているとき、もしくは警報が発令されていなくても学校が危険と判断したときは、午前6時30分頃に、登校についての連絡メールを流します。
2. 天気の状態、下校を早める(遅らせる)場合は、連絡メールで連絡します。この場合、連絡内容により次の対応になりますので、ご確認ください。
 - ① 下校時刻のみを連絡する
* 引き取りは必要ありません。
* 児童は通学路を一斉に下校し、職員が下校指導します。
 - ② 下校時刻と引き取り要請を連絡する
* 学級別に待機し、保護者に引き渡します。
* 迎えに来られるまで、児童は学校で待機させます。

○学校が避難所となるとき

大地震や台風等で災害が発生したとき、災害対策本部の指示により学校が避難所となります。災害発生及び災害が予想されるときは、市から広報塔の放送などで指示が出るのでそれに従ってください。

- * 1 学校や災害対策本部からの連絡や指示がなくても、保護者が危険と判断したら、児童の安全確保の対応をお願いします。遅刻や欠席などの措置をとる場合は必ずご連絡ください。その場合は欠席にはなりません。
- * 2 風水害・地震等の情報は、テレビのデータ放送、インターネットをご覧ください。また、大道小学校ホームページ「地震・風水害の対応」からもアクセスできます。